

平成 23 年 5 月 17 日

本部会議地域活性化部会



川崎市電力不足対策基本方針（案）について

— KAWASAKI 電力使用削減大作戦 —



1 策定趣旨

首都圏における電力不足に対応し、安全・安心な市民生活や安定的な経済活動を確保するとともに、行政サービスを安定的に提供しながら、計画停電の実施等を回避するため、市民・事業者と行政が一体となって、計画的に節電等の取組を実施することを目的として、「川崎市電力不足対策基本方針」を策定するものである。

節電等の取組については、太陽光発電など、創エネルギーの取組とあわせて、継続して実施することにより、節電型の生活・行動様式や、事業活動モデルを定着させ、地球温暖化対策にもつなげていくことを目指していく。

2 方針のポイント

(1) 市民・事業者・行政が一体となった対策の推進

市民・事業者に対する啓発活動の実施と支援方策の推進

(2) 市役所自らは、率先行動として国で定めた 15%以上の削減を推進

施設管理者ごとに節電行動計画を策定することにより実効性を担保

(3) レベル 1 からレベル 3 に区分し、レベルごとに具体的な取組を推進

今後の電力需給状況を踏まえ、機動的・緊急的に対策を推進

3 方針の概要

(1) 電力不足への対応の基本的な考え方

- ① 安定した市民生活を継続できるよう、事業活動を停滞させることのないよう対策を実施する。
- ② 市民、事業者の節電の取組については、具体的・効果的な節電対策を示しながら、啓発に取り組むことで、実効性を高める。
- ③ 大口の需要家として、市役所の節電対策を徹底して行う。
- ④ 市民、事業者、行政の各主体が節電対策に取り組むことにより、ピーク時の使用最大電力について、15%の達成を目指すとともに、とりわけ、市役所については、率先行動として国が定める 15%以上の削減を図る。

(2) 節電対策の視点

- ① 省電力化：電力消費の総量を減らす取組
- ② 電力消費の平準化：ピーク時の電力消費を押さえ、フラット化する取組
- ③ 創電力化：太陽光発電などにより電力を創出する取組
- ④ 電力セキュリティの確保：計画停電等に対して市民の安全・安心を確保する取組

(3) 市民・事業者と一体なった節電行動の推進

普及啓発として、市民や事業者には、具体的・効果的な節電対策を取りまとめたリーフレットの作成・配布やキャンペーン活動の実施により節電を促すとともに、市民に対しては太陽光設備の設置補助の促進、事業者に対しては、エコ化支援事業の促進などの必要な支援を行う。

(4) 市役所の節電対策の実施

市役所自らも、大口の需要家として、ピーク時の使用最大電力について国が定める15%以上の削減を図る。また、市役所の節電行動計画を策定する。指定管理者制度が導入されている場合でも同様の対応とするほか、市の出資法人等についても準じた取組を要請していく。

行動計画においては、電力需給に応じて実施する節電対策を、レベル1からレベル3に区分し、取り組む。

レベル1：当初から継続的に実施する取組

レベル2：電力需給状況等を踏まえ、計画的・選択的に実施する取組

レベル3：電力需給が逼迫した場合に機動的・緊急的に発動する取組

【推進体制】

○ 市役所の取組の推進

川崎市温暖化対策庁内推進本部市の率先行動推進部会において推進する。

○ 普及啓発

川崎市温暖化対策庁内推進本部地域行動推進部会において推進する。

(5) スケジュール

○ 方針に基づく取組を直ちに実施

○ 平成23年7月1日 行動計画に基づく市役所の取組の本格実施

※ 本日11時から市長記者会見、議会への情報提供を行う。

川崎市電力不足対策基本方針（案）

KAWASAKI

電力使用削減大作戦



平成23年5月

川崎市

1. 背景と目的

東日本大震災により、首都圏向けの発電施設については、原子力発電所の事故等など、大きな被害を受け、発電施設の復旧を進めているものの、発電能力が大きく落ち込んだ状況にある。

これを受けて、国において、首都圏の電力不足に対応するため、計画停電を原則的に実施しないことを前提とする電力需給対策に取り組んでいる。電力供給面については、被災した発電設備の復旧や緊急設置電源の新設等により、一定程度回復する計画となっているが、夏のピーク時の電力使用量を見込むと依然として、電力供給不足が見込まれるという極めて厳しい状況となっており、こうした状況を回避するため、本市の臨海部をはじめ、各地域で自家発電などによるエネルギー供給の取組も始まっている。

本市としては、こうした背景を踏まえ、電力不足に対応し、安全・安心な市民生活や安定的な経済活動を確保するとともに、行政サービスを安定的に提供しながら、計画停電の実施、さらには、大規模停電の発生を回避するため、国の対応方針との整合性を図りつつ、市民・事業者と行政が一体となって、計画的に節電等の取組を実施する。

また、節電等の取組については、太陽光など、再生可能エネルギーの導入を進める創エネルギーの取組とあわせ、継続して実施することにより、節電型の生活・行動様式や、事業活動モデルを定着させ、地球温暖化対策にもつなげていくことをめざす。

2. 電力不足への対応の基本的な考え方

- ①現在、市民・事業者・行政が広く節電に取り組んでおり、この取組を着実に実施することが大切である。このため、それぞれの主体が、節電行動の当事者であるという自覚のもと、こうした取組を積み重ねていくことにより、安定した市民生活を継続できるよう、また、事業活動を停滞させることのないよう、電力不足への対応を実施する。
- ②市民・事業者の節電の取組については、国が取りまとめる節電対策メニューを踏まえて、具体的・効果的な節電対策を示しながら、啓発に取り組むことで、実効性を高める。また、契約電力が500kW以上の大口需要家に対しては、電気事業法第27条に基づく電力使用制限令が発動されることから、事業活動に大きな影響を与えることのないように、計画的な節電対策の実施を広報するとともに、制限令が発動されることのない小口需要家についても計画的節電の啓発を行う。
- ③市役所においても、大口の需要家として、節電対策を徹底する。特に、電力使用量に占める割合の大きい施設等での取組を強化し、市として率先した取組を徹底する。
- ④ピーク時の使用最大電力について、市民、事業者、行政の各主体が節電対策に取り組むことにより、国の対応方針に位置づけられた15%の達成を目指すとともに、とりわけ、市役所については、率先行動として15%以上の達成を図るものとする。

3. 節電対策の視点

基本的な考え方を踏まえ、次の4項目について、川崎市としての電力不足への基本的な取組と位置づける。

- ①省電力化：照明のLED化など、電力消費の総量を減らす取組
- ②電力消費の平準化：ピーク時の電力消費を抑え、フラット化する取組
- ③創電力化：中長期的な視点も踏まえ、太陽光などにより電力を創出する取組
- ④電力セキュリティの確保：計画停電や万が一の大規模停電の恐れに対する、市民生活の安全・安心を確保する取組(備え)

- 電力需要の対応としては、通年にわたり取組を実施していく必要があるが、夏場のピーク時の電力消費量の削減が重要であることや、冷房による電力需要が増加する期間に実効ある対策が求められることを踏まえ、一人ひとりの節電の取組を積み重ねることによって、電力消費の平準化を図ることを優先しながら、省電力化に取り組む。
- 市の施設の節電等の取組の推進にあたっては、行政サービスの公平・公正性を担保するため、施設管理者の異なるものについても、同種の施設については、地域バランスに配慮しながら、同様の対応を実施する。あわせて、高齢者や障害者などにも配慮しながら、きめ細やかに電力削減に取り組むことで、市民サービスを確保する。

4. 市民・事業者と一体となった節電行動の推進

<普及啓発>

- 市民や事業者の努力によって、これまで節電の取組は一定の成果をあげているが、電力需給が逼迫する期間においても節電意識がゆるむことなく継続されることが重要である。
- 市民に対しては、国が示す節電対策メニューをもとに、具体的・効果的な節電対策を取りまとめたリーフレットを作成・配布し、普及啓発を行うとともに、身近な区役所や様々な部署、関係団体を通じて、情報発信と協力を呼びかける。また、市ホームページなど各種媒体を通じて、普及啓発を徹底して実施する。さらに川崎市地球温暖化防止活動推進センターを中心に、地球温暖化防止活動推進員と連携を図りながら節電対策メニューの普及促進を図る。こうした取組により、電力多消費型のライフスタイルからの転換を促すことで、息の長い持続的な節電対策の定着を一層促進する。さらに、節水の取組については、浄水場や下水処理場における節電に大きな効果をもたらすことから、市民に対して節水の働きかけを行う。
- 事業者に対しては、業務用の冷房、照明、給湯等の電気消費量の削減、夜間のネオンサインや看板等の照明の抑制など、節電対策を取りまとめたリーフレットを作成し、関係部署や川崎商工会議所など関係団体を通じて配布し、協力を呼びかけるとともに、市ホームページなど各種媒体を通じて、普及啓発を徹底して行っていく。
- 大口需要家については、電気事業法第 27 条に基づく使用制限令の発動を周知するとともに、小口需要家については国が示す「節電行動計画の標準フォーマット」に基づく、自主的な計画の作成と公表を促す。
- また、市民、事業者が主体的に節電行動に取り組むことにより、地球温暖化対策にもつなげていくため、川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）を通じて、この方針に基づく取組（取組例は、別紙 1-1、1-2（夏期版））を幅広く推進する。

＜支援策＞

○市民に対する支援策

- ・太陽光発電設備の設置補助の促進
- ・かわさき緑のカーテン大作戦Ⅱによるゴーヤー等の種子や苗の配布
- ・省エネ機器の普及促進
- ・太陽熱利用設備の設置補助の促進など

○事業者に対する支援策

- ・市内事業者エコ化支援事業の促進
- ・中小規模事業者向け省エネルギー診断の実施
- ・環境対策資金融資の実施
- ・商店街エコ化支援プロジェクトの促進など

5. 市役所の節電対策の実施

市役所自らも、大口の需要家として、市民・事業者の協力のもとで、節電対策を積極的に実施することにより、ピーク時の使用最大電力について、国の方針に位置付けられた15%以上の削減を図る。

市の施設（庁舎、公の施設、事業所など）における対策のうち、「省電力化」及び「電力消費の平準化」の対策については別紙2の取組（夏期版）を基本とし、これに基づき、各局・施設管理者ごとに節電行動計画を策定する。なお、指定管理者制度が導入されている施設においても同様の対応とするほか、市の出資法人等についても準じた取組を要請する。

また、市の職員の意識改革と節電行動を促すため、クールビズの実施や定時退庁などの取組を徹底する。

行動計画においては、電力需給に応じて実施する節電対策を、レベル1からレベル3に区分し、具体的な取組内容を位置づける。

○レベル1 当初から継続的に実施する取組

電力削減目標を達成するために、節電の取組を講じながら、施設の設置目的に基づく機能を提供することを基本とした対策

○レベル2 電力需給状況等を踏まえ、計画的・選択的に実施する取組

レベル1の節電対策の取組を推進しても、なお、高い電力需要が見込まれる状況下において、一層の節電を実施するために、施設の機能等を一部制限する対策

○レベル3 電力需給が逼迫した場合に機動的・緊急的に発動する取組

電力需給が逼迫している状況下において実施するために、空調機器の停止、一斉消灯、施設機能の停止など、緊急的な対策

※ レベル1を基本として、電力需給状況に応じて、レベル2、レベル3の対策を追加して実施する。レベル2、レベル3の取組については、現在庁内において調整中であり、行動計画を策定する中で明らかにする。

市民サービスへの影響について考慮しながら、市の行動計画及び率優先的な取組内容については、あらかじめ、市民、事業者十分に広報を行い、積極的な周知を図る。

具体的な市役所の節電対策については、基本的に実施する対策のほか、電力の需給状況等を踏まえて、機動的に実施する必要がある場合は、東日本大震災対策本部において決定する。また、対策の実施にあたり、施設利用者や関係者等に迅速な情報伝達が行われるよう連絡体制を整備する。

また、この基本方針に基づく市役所の取組の推進及び進行管理については、川崎市温暖化対策庁内推進本部において行う。

6. スケジュール

この方針に基づく取組のスケジュールは、別紙3のとおりである。

7. 計画停電実施時の対応

本市において、市民・事業者と一体となった節電の取組を実施しても、なお、首都圏全体として電力需給が逼迫し、計画停電の実施が回避できない場合においては、計画停電の実施を市民・事業者周知し、停電に備えることにより、影響を最小限にとどめることが必要であることから、計画停電実施の連絡体制や、行政機能の対応についてあらかじめ取りまとめる。

市民（家庭）の節電対策メニュー（夏期版）

市民（家庭）の電力使用量については、エアコンの利用に伴うものが約半分、冷蔵庫の使用に伴うものが約4分の1を占めることから、①、②、③、④のメニューに重点的に取り組む。

機器等	取組事例
エアコン	①使用する場合は28℃を目安に、きめ細かな対応を実施する。 ②ゴーヤーによる緑のカーテンや、“すだれ”、“よしず”などで窓からの日差しを和らげ冷房の消費電力を下げる。 ③無理のない範囲で、エアコンを消して、扇風機を使う。
冷蔵庫	④冷蔵庫の設定を「強」から「中」に替え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品をつめこまない。
照明	⑤日中は、照明は消して、夜間も照明をできるだけ減らす。
テレビ	⑥省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。
温水洗浄便座	⑦便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電といった機能がある場合はこれらを活用して使う。 ⑧上記の機能がなければコンセントからプラグを抜いておく。
ジャー炊飯器	⑨早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊飯して、冷蔵庫に保存する。
待機電力	⑩リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。長時間使用しない機器についてはコンセントからプラグを抜く。
その他	⑪電力需要のピーク時の消費量をカットするため、消費電力の大きい電気製品は、平日の日中（9時～20時）を避けて使う。 ⑫節電に大きな効果をもたらす節水について、積極的に取り組む。 ※ 外出している時にも④、⑦、⑧、⑩の対策を実施する。

事業者の節電対策メニュー（夏期版）

事業者については、業種・業態や施設の特性等にあわせ、下記のような取組を実施する。

項目	取組事例
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務エリアの照明を半分程度間引きする。 ・ 使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。 ・ 昼休みなどは完全消灯を心掛ける。 ・ 従来型蛍光灯を、LED照明等に交換する。
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室の室内温度設定は28℃とする。（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる。） ・ 使用していないエリアは空調を停止する。 ・ 日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。
コンセント動力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。 ・ エレベーターやエスカレーターの稼働を半減または停止する。 ・ 電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 ・ 自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長を行う。
節電啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビル全体の節電目標と具体的アクションについて、関係全部門・テナントへ理解と協力を求める。 ・ 節電担当者を決め、責任者（ビルオーナー・部門長）と関係全部門・テナントが出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。 ・ 従業員の夏期の休業・休暇の分散化・長期化を促す。 ・ 従業員やテナントに対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節電に大きな効果をもたらす節水について、積極的に取り組む。

市役所の節電対策の取組（夏期版）

レベル 1 （当初から継続的に実施する取組）

分類	施設種別等	取組内容
施設等	庁舎等 （本庁、区役所等） ※執務室も含む	<p>【空調】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空調の室温設定について 28 度とし、室内の状況等に応じ、きめ細やかな対応を実施する。 ○空調機器の 1 日あたりの稼働時間、夏期の稼働期間を最小限に短縮する。 ○太陽光による室温上昇の低減のため、可能な限り遮光フィルムや、ゴーヤーによる緑のカーテンの拡大実施、ブラインド等の適切な運用を実施する。 <p>【照明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○照明については必要最低限（目安：2 分の 1 程度）とする。照明の間引き・減灯にあたっては、必要な照度が確保されるよう、スイッチによる調整とあわせ、間引きを実施することできめ細やかな対応を行う。 ○始業前及び昼休み等の消灯を徹底する。 ○照明負荷の低減のため、LED 照明等の導入を行う。 ○会議室など常時使用をしていない部屋やトイレについては、使用時のみ点灯するなど、きめ細やかな対応を実施する。 <p>【OA 機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パソコンについては必要最低限の稼働にとどめ、省電力モードで運用するとともに、離席時には休止状態にすることを徹底する。 ○コピー機については、使用枚数の削減に努め、省電力モードを徹底する。 ○共用のプリンターやスキャナーについては、省電力モードとした上で、共同利用を徹底する。 ○待機電力の削減のため、退庁時には OA 機器のコンセントを抜くことを徹底する（特にノート型 PC の対応の徹底を図る）。 <p>【昇降機等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーに配慮しながら、運転台数を削減する。 ○エレベーターの稼働時間を短縮する。 ○階段の利用を促進し、エレベーター利用を抑制する。 <p>※その他各施設の状況に応じた節電対策を講じる。 ※区役所等の執務室については庁舎の取り扱いとするが、市民利用部分については市民利用施設と同様の扱いとする。</p>
	生活基盤施設 （上下水道施設等）	<p>【基本的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の基本的機能を維持することを前提として、施設の目的・特性に応じた電力削減に取り組む。具体的な対策については施設管理者がとりまとめる。 ○節電対策の実施にあたっては、水道や下水道の使用量の抑制が重要であり、市民・事業者の協力が不可欠であることをふまえ、節水等に対する啓発を継続的に実施する。

分類	施設種別等	取組内容
施設等	都市基盤施設 (道路、駐輪場等)	【基本的対策】 ○道路等の照明について、間引き等を実施する。 ○エスカレーターの利用制限を実施する。
	市民利用施設 (市民館・図書館、スポーツ施設、公園等)	【基本的対策】 ○各施設について、基本的な施設機能を継続的に提供することを前提としながら、施設の設置目的や特性に応じた節電対策を講じる。 ※市民利用の継続にあたっては、電力需給が逼迫した場合には、利用を制限する可能性があることを十分に告知しておく。
	健康・福祉・医療施設 (病院、特養、保育所等)	【基本的対策】 ○施設の設置目的を踏まえ、医療行為、患者や利用者への影響を考慮し、安全・安心を確保することを最優先としながら、きめ細やかな節電対策を講じる。
	教育施設	【校舎等】 ○庁舎等と同様の取組を実施する。 ○効率的な冷房設備の運用を図るとともに、不要なコンセントを抜き待機電力の削減を徹底する。 【施設の地域開放等】 ○庁舎等と同様の取組を実施する。 ○市民利用を継続することを基本とするが、必要に応じて時期や範囲を制限するなど、節電対策を講じる。
	イベント、事業	○イベント等については基本的に実施することとし、節電に配慮した企画内容とする。 ※電力需給が逼迫した場合には、イベントを中止する可能性があることを十分に告知しておく。
	その他	○太陽光発電施設等の設置を進め、創エネルギーの取組を推進する。あわせて、万が一の停電発生時に備え、自立運転での運用が可能となるよう、切り替え手順等を確認する。 ○節電に大きな効果をもたらす節水について、積極的に取り組む。 ○空調の運転期間短縮にあわせ、クールビズ（軽装勤務）の実施期間を拡充する（5月1日から10月31日）。 ○ノー残業デー（定時退庁日）を拡充する。 ○レベル3に備え、自家発電設備などの点検を実施する。

夏期に向けた対策スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月
電力不足対策基本方針の策定	検討・方針策定、公表 →	方針に基づく全市を挙げた取組の実施 →			
市役所自らの節電取組の実施	・継続した取組の実施 ・直ちに実施 (照明のLED化などの省電力化、太陽光発電などの創電力化の推進) →	行動計画の策定 →	行動計画に基づく取組の本格実施 →		
	↑ レベル1の基本的な取組確定 →	↑ レベル2、3の取組の検討 →			
節電対策に係る普及啓発		市民・事業者に対する普及啓発の実施 →			
		・ホームページ、リーフレットの配布等 ・関係部署、団体などを通じた情報発信など			
節電対策に係る支援策		継続した支援の実施、支援策の拡充による節電対策の促進 →			
		・市民向け 太陽光発電設備の設置補助の促進、省エネ機器の普及推進など ・事業者向け 市内事業者エコ化支援事業の促進、環境対策資金融資の実施など			